

# 受動喫煙防止に ご協力をお願いします

# 介護保険料を滞納していると 保険給付に制限が加えられます

国の改正健康増進法な  
らびに東京都の受動喫煙  
防止条例が、完全施行さ  
れます。

国ならびに都では、喫  
煙者に限らず、たばこを  
吸う人の周りの人の受動  
喫煙による健康への悪影  
響を未然に防止するた  
め、特に、都においては、

健康に影響を受けやすい  
子供や、受動喫煙を防ぎ  
難い立場の従業員の方な  
どを受動喫煙から守る観  
点で、国の改正内容より  
も拡充した対策となりま  
した。

これを受けて、昨年7  
月から役場本庁舎などの  
町施設は屋内完全禁煙と  
なり、この4月からは、  
東京オリンピック・パラ  
リンピック競技大会の開  
催を控え、生活館などの  
町関連施設をはじめ、飲  
食店・宿泊施設・事務所

などの民間施設も、原則  
屋内禁煙（ただし、喫煙  
専用室または指定たばこ  
専用喫煙所の設置可）と  
なることから、各地域の

生活館・コミュニティ  
施設などは屋内完全禁煙  
とします。

これは、地域の生活館  
などは、祭礼や小中学校  
のPTA行事など、子供  
たちも利用する機会が多  
いことから、喫煙専門室  
などは設置しないことに  
伴うものです。

住民みなさんのご理  
解・ご協力をお願いします。  
※問い合わせは、  
制度全般のことは、福祉  
保健課 ☎83・2777  
生活館などの対応は、総  
務課 ☎83・2345

## 【保険料を納めないでいると】

○1年以上滞納すると  
サービスを利用した時に費  
用がいったん全額自己負担と  
なります。（ただし、申請によ  
り後で保険給付分が支払われ  
ます。）

○1年6カ月以上滞納すると  
保険給付の一部または全額  
が差し止めとなります。なお  
も滞納が続く場合は、差し止  
めている保険給付費から滞納  
している保険料が差し引かれ  
ます。

○2年以上滞納すると  
サービスを利用した時の自  
己負担が1割（または2割）  
から3割に引き上げられます。  
また、高額介護サービス費な  
どが受けられなくなります。

介護保険は「介護をす  
る人をみんなで支えよ  
う」とする制度です。  
その運営に必要な保険  
料を滞納されますと、ご  
自分が介護サービスを利  
用する時に、その未納期  
間に応じて保険給付の制  
限を受けることになりま  
す（左表参照）。

必要な時に必要なサ  
ビスが受けられないなど  
ということがないよう、  
介護保険料の納付をお願  
いします。

納付が難しい場合に  
は、早めにご相談くださ  
い。

※65歳以上の方またはそ  
の属する世帯の生計維持  
者がつぎのような事情が  
ある場合には、保険料を  
減免または徴収を猶予す  
ることがあります。

- ① 震災などの災害により  
住宅、家財などに著しい  
損害を受けた時。
- ② 死亡または心身に重大  
な障害を受け、もしくは  
長期入院により収入が著  
しく減少した時。
- ③ 事業の廃止や失業など  
により収入が著しく減少  
した時。
- ④ 干ばつなどによる農作  
物の不作、不漁などの理  
由により収入が著しく減  
少した時。

### 〔相談窓口はこちら〕

○保険給付については、  
福祉保健課  
☎83・2777

○保険料の納付相談につ  
いては、住民課  
☎83・2190